

認定こども園 石下保育園 重要事項説明書

1. 施設運営主体

- | | |
|-----------|-----------------|
| (1) 設置法人名 | 社会福祉法人 寿広福祉会 |
| (2) 所在地 | 茨城県常総市新石下1031番地 |
| (3) 電話番号 | 0297-42-2300 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 中嶋 和子 |

2. 利用施設

名称	認定こども園 石下保育園（幼保連携型認定こども園）
所在地	茨城県常総市新石下1031番地
電話番号	0297-42-2300
施設長氏名	園長 中嶋 和子
開設年月日	平成31年4月1日
利用定員	1号認定子ども（教育標準時間認定） 9人 2号認定子ども（保育認定） 54人 3号認定子ども（保育認定） 0歳：6人 1・2歳：40人
本園の 目的・方針	<p>認定こども園石下保育園（以下、「当園」といいます。）は、以下の運営方針に基づき、乳児及び幼児への保育・教育と子育て支援を行うことを目的とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入園する乳児及び幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。 ・家庭との緊密な連携の下に、お子さんの状況や発達過程を踏まえ、園における環境を通して、養護と教育を一体的に行う保育に努めます。 ・家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

3. 当園における施設・設備の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	2209.39㎡
	園庭	1052.27㎡
園舎	構造	木造
	延べ床面積	788.05㎡

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳児室 ほふく室	3	赤1組(2歳児) 赤2組(0・1歳児)
保育室	5	梅1組 梅2組(3歳児) 竹1組 竹2組(4歳児) 松組(5歳児)
遊戯室(ホール)	1	
調理室	1	

4. 職員の配置状況

職 種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1		
主幹保育教諭	2	2		
保育教諭	16	12	4	
事務員	1		1	
用務員				
嘱託医	3		3	

※職員配置は在園児数により変動の可能性がります。

5. 利用定員ごとの教育・保育の提供する曜日・時間・休園日

【1号認定子ども(教育標準時間認定)】

提供する曜日	月曜日から金曜日まで
教育標準時間	午前9時00分～午後14時00分
預かり保育	月曜日～金曜日 8時30分～9時00分及び14時00分～16時30分 (別途追加料金あり)
休園日	<夏休み> 8月6日～8月20日
	<冬休み> 12月26日～1月4日
	<春休み> 3月27日～4月4日
	<その他> 土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日 その他園長が認めた日

【2号認定子ども・3号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで
保育時間	【保育標準時間認定を受けた方】 7時15分～18時15分（11時間） 【保育短時間認定を受けた方】 8時30分～16時30分（8時間）
延長保育	上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合下記の時間帯において、実施します。（別途追加料金あり） 【保育標準時間認定を受けた方】 18時15分～19時15分 【保育短時間認定を受けた方】 7時30分～8時30分及び16時30分～19時
休園日	年始（12月29日～1月3日）及び日曜 国民の祝日に関する法律に規定する休日

6. 提供する保育の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえ、以下の教育・保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 年間行事予定

月	行事内容
4月	★入園・進級祝い会
5月	子供の日の集い 遠足 花祭り 園児健康診断
6月	保育参観（全園児） プール開き
7月	七夕集会 夕涼み会
8月	プール閉まい
9月	お月見会 L・ハーモニー石下訪問年長
10月	★▲運動会 ●筑波山登山 パーベキュー
11月	さつま芋掘り 焼き芋パーティー
12月	★▲クリスマス会
1月	落語鑑賞会 鯉解体ショー 餅つき L・ハーモニー石下訪問竹組
2月	豆まき会 味噌作り
3月	ひな祭り（お琴の音色を楽しむ） お別れ会 卒園式
(月例行事) 身体計測 交通訓練 災害避難訓練 誕生会 (いろいろな指導) 5歳児… 3・4・5歳児…音楽指導・体操指導・英会話 ★は保護者参加 ▲は祖父母参加 ●は年長児のみ参加 ※行事は変更することもありますので、毎月の園だよりをご覧ください	

(2) デイリープログラム

	1号認定	2号認定（標準）	2号認定（短時間）	3号認定（標準）	3号認定（短時間）
7:15		早朝保育・順次登園		早朝保育・順次登園	
8:30		自由あそび	登園 自由あそび	登園 自由あそび	登園 自由あそび
9:00	登園			授乳	
10:00	集会 課題活動 戸外あそび 外部講師による指導	集会 課題活動 戸外あそび 外部講師による指導	集会 課題活動 戸外あそび 外部講師による指導	おやつ 戸外あそび コーナーあそび	おやつ 戸外あそび コーナーあそび
11:45				食事	食事
12:00	食事	食事	食事		
13:00	課題活動 自由あそび	昼寝	昼寝	昼寝	昼寝
14:00	集会				
14:15	降園	目覚め	目覚め		
14:30				目覚め	目覚め
15:00		おやつ	おやつ	おやつ	おやつ
15:30		戸外あそび 自由あそび	戸外あそび 自由あそび	戸外あそび 自由あそび	戸外あそび 自由あそび
16:30		降園準備 自由あそび	降園 保育終了	降園準備 自由あそび	降園 保育終了
18:15		延長保育		延長保育	
19:15		保育終了		保育終了	

- 未満児は1人ひとりのリズムを大切に生活します。
- 年齢に応じた遊びや異年齢のかかわり、戸外活動や様々な実体験を大切にします。
- 天候や気候に考慮し柔軟なプログラムを提供します。

(3) 食事の提供

給食	<ul style="list-style-type: none">・当園は外部委託業者（富士産業株式会社）の管理栄養士が季節を大事にした献立を立て給食室にて調理しています。・こども園の給食は、お子さんの心身の健全育成を図るために、発育・発達状況にあった適切なエネルギーや栄養素の量を確保し、食に関する嗜好や体験が広がるように、多様な食品や料理を組み合わせ提供しています。・衛生管理や食事環境にも十分留意しています。
食育の推進	<ul style="list-style-type: none">・食事を楽しく食べる体験を通して、食への関心を育み、生涯にわたって健康でいきいきとした生活を送る基礎となる「食を営む力」を培うことを目標としています。
離乳食	<ul style="list-style-type: none">・お子さんが家庭で食べた経験があり、アレルギーなどの症状が認められなかった食材から提供します。保護者の方と連携しながら、お子さんに合わせた内容（食品の種類や形態）や量で、無理なく進めていきます。
食物アレルギー	<ul style="list-style-type: none">・医師が記載した「保育所・こども園におけるアレルギー疾患生活管理指導表」にもとづき、お子さんが安全に保育園生活を送れるように、保護者の方と連携しながら、完全除去の食事（代替食・除去食）を提供します。・除去していた食物の解除は、医師の診断のもと、原因食物を家庭において複数回食べて、症状が認められないことを確認してから提供します。

- ・毎月、給食だよりを発行し、献立や食事に関する情報を届けます。

(4) その他

延長保育の実施

子育て支援事業

障がい児保育

7. 保護者と当園の連絡について

当園でのお子さんの状況や家庭での状況を相互連絡しあうためにアプリで連絡を活用します。

月に1回園だより、月の行事や共通連絡事項などをアプリにてお知らせします。

他にクラスだよりやクラス通信を配信します。

- ・園だより…毎月配信（前月末）
- ・献立・給食だより…毎月配信（前月末）
- ・保健だより…年6回配信
- ・クラスだより…年に3回学期ごとに配信
- ・クラス通信…各クラス適宜配信

8. 利用料金

- (1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

当園に対し、支給認定を受けた市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1) に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担いただきます。

(3) 保育料は銀行引落となります。

(保育料の銀行引落日は当月27日となります。口座の残高のご確認をお願いいたします。

引落ができなかった場合は、直接園の口座へ振込ください。なお、手数料は各自負担願います。)

(手数料は、園にて負担します。)

利用者負担金等に関しては、現金にて徴収します。

※保育料・利用者負担金等の支払いに関して、料金滞納が2カ月以上ある場合は、◇◇市役所と協議の上、退園いただく恐れがあります。

9. 利用の終了に関する事項

当園は以下の場合には保育の提供を終了いたします。

(1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき

(2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給認定要件に該当しなくなったとき

(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

10. 緊急時における対応方法

当園には、緊急時対応のため「緊急時一斉メール配信システム」がありますので、必ず登録をしてください。

アレルギー児への対応、ケガの対応、感染症の対応、食中毒等の緊急時における対応や関係機関や保護者との連絡方法、職員の体制作りなどについて保育園独自のマニュアルを作成し、保護者や関係機関との連携を図りながら、健康及び安全に努めています。

緊急時の連絡のために、保護者の方の緊急連絡先等の提供をお願いしています。

11. 事故発生時の対応

当園は、園児の安全確保を最優先とし、事故の未然防止に努めるとともに、事故が発生した場合には、次のとおり適切に対応します。

1. 事故の発生防止 当園は、施設設備の安全点検、職員研修の実施及び安全管理体制の整備を通じて事故の発生防止に努めます。また、事故及びヒヤリ・ハット事例の記録・分析を行い、再発防止策を講じます。
2. 事故発生時の対応 園児に事故又はけがが発生した場合には、速やかに園児の状態を確認し、必要な応急処置を行います。
3. 医療機関への対応 園児の状態に応じて、嘱託医又は医療機関へ連絡し、受診等の必要な措置を講じます。緊急を要する場合には、救急車を要請し、速やかに医療機関へ搬送します。
4. 保護者への連絡 事故発生後は、速やかに保護者へ事故の状況、園児の状態及び対応内容について

連絡します。

5. 関係機関への報告 重大事故が発生した場合には、市町村、都道府県その他関係機関へ速やかに報告し、必要な対応を行います。
6. 損害賠償 当園の責任により園児又は保護者に損害を与えた場合には、誠意をもって対応し、法令に基づき必要な損害賠償を行います。
7. 災害共済給付制度 当園は、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度に加入しています。園の管理下において発生した負傷、疾病、障害又は死亡については、同制度の定めるところにより給付を受けることができます。
8. 再発防止 事故発生後は、事故原因の検証を行い、必要に応じて安全管理体制の見直し及び改善を行い、再発防止に努めます。

12. 非常災害対策

火災・地震・台風・水害・竜巻・津波等の非常災害等に対し、児童の安全を確保するための具体的な計画及びマニュアルを作成しています。その計画に基づき、児童の避難及び関係機関への連絡のための体制を整備し、職員への周知と児童の避難方法などの対策を講じています。年間計画に基づき月1回以上、災害を想定して訓練を実施しています。また、職員の防災意識の向上に努めています。

災害時に備え、入園・進級時に「緊急災害時引渡し責任者一覧カード」を記入していただきます。また、年に1回大災害時の訓練とし、保護者の方への引き渡し訓練を行っています。

13. 要望・苦情等に関する相談窓口

意見・要望・苦情等に適切な対応を図るため、苦情解決責任者である園長の下に、苦情受付担当者を決め、話し合いにより意見・要望等の円滑な解決に努めます。

苦情受付担当者	飯島 学（主幹保育教諭）
苦情受付責任者	中嶋 和子（園長）
第三者委員	古矢嘉秀 鈴木修一

14. 虐待防止の為の措置

当園は、子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じます。

15. 個人情報の保護について

教育・保育の提供に当たって職員が知り得た個人情報、秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

16. 保健活動・健診など

保健活動	身体計測(毎月)・年間午睡(3歳未満児)・夏季午睡(3歳以上児)
健診・検査	内科健診・歯科健診…春・秋 視力測定…春・秋 細菌検査(春・秋…検尿)
安全指導	交通訓練・災害時対応訓練・不審者対応訓練
災害共済	独立法人日本スポーツ振興センターに加入

17. 保健衛生について

日々の園生活の中で、お子さんの様子を注意深く観察し、小さな変化の気づきから、病気や怪我などの早期発見に努めています。

(1) 登園前にお子さんの健康状態(体温・機嫌・顔色・食欲など)をチェックしましょう。

(2) 予防接種について

- ・感染症の予防に効果的な方法です。
- ・入園前に受けられる予防接種は、お子さんの健康を守るために受けておきましょう。
- ・かかりつけ医師と相談しながら計画的に受けましょう。
- ・定期予防接種だけでなく、任意予防接種も受けるようにしましょう。

(3) くすりの取り扱いについて

「石下保育園 保育のしおり」に大切なことが記載してありますので、確認してください。
感染症と病気の対応について

「石下保育園 保育のしおり」をご覧ください。

別表

1 実費徴収

	費目名(使途)	対象児童	金額	徴収理由及び金額の根拠
1	保護者会費	全園児	月額 250円	
2	給食代	1号認定児	月額 5,000円	
3	主食代	2号認定児	月額 1,000円	主食のみ
4	副食費	2号認定児	月額 5,000円	
5	教材費	各学年	学年により相違	別途文書にて通知

2 一時預かり・延長保育等に関する利用者負担

・延長保育(1号認定):

8時30分～9時分まで 30分200円

14時分～16時30分まで 30分200円

・預かり保育(1号長期休暇日)

- 9時分～14時分まで 日額1,000円（昼食代含む）
- ・延長保育（2号認定・3号認定）：
保育標準時間認定を受けた方
18時15分～19時15分まで 30分200円
保育短時間認定を受けた方
7時30分～8時30分まで 30分200円
16時30分～19時まで 30分200円
 - ・一時預かり保育：一時間当たり400円 昼食・おやつ代250円/日

3 上記のほか、教育・保育について必要な物品や園外活動等（遠足代）に関しては、別途書面によりお知らせしますので、ご家庭で用意・持参いただきます。